

令和元年度 第3回富田林市多文化共生推進委員会 会議録

日時：令和元年11月14日（木） 午前10時00分～正午

場所：富田林市役所 庁議室

出席委員：9人（欠席委員：1人） 事務局：3人

傍聴者：2人

1. 開会

2. 議事

(1) 関係者ヒアリング・第2回情報交換会の報告について

- ・事務局より、「保健師へのヒアリング」「第2回情報交換会」の結果について説明（説明省略）。

委員長 保健師へのヒアリング結果は非常に貴重かつ重要である。子どもの就学後は教育委員会や学校からのサポートがあるが、さまざまなサポートを受けながら妊娠、出産、子育てをしていくというプロセスをうまくたどれない人がいて、深刻な事例につながる可能性もある。

情報交換会では、企業と国際交流協会間のこれまでの連携不足を感じざるを得なかった。今後、企業との連携を図っていくためには協会の自助努力も必要となる一方で、行政として関係者間をどうつないでいくのか、検討していかなければならない。

今回、計7回の聞き取りが実現したが、例えば技能実習生をはじめ、子どもや若者など、まだ拾えていない声がある。今後も系統的、定期的にこのような場が必要である。

副委員長 保健師へのヒアリングからは、特に就学前教育から就学に至る過程で、教育委員会と保健分野のサポートの隙間に落ち込んでいるような課題が明らかになった。これからもっと考えていかなければならない。

委員 防災に関して、例えば地震の震度表記は日本と海外で異なるとか、国によっては避難所が存在しないとか、救急車は有料だと思っている人もいる。また、避難所における食糧備蓄のハラル対応や、礼拝が必要な人のスペースの確保もできていないのが現状。定期的な意見交換の場があれば、情報の伝え方や対応について、外国人市民と直接、話をしたい。

委員 人権政策課で実施している人権の相談窓口やDVの相談窓口に、外国人市民からの相談はほとんどない。しかし、情報交換会で直接外国人市民の話を聞くと、

知らず知らずのうちに人権侵害をされているという状況が実際にあることがうかがえた。DVについても、相談窓口に行けずに苦しんでいる人がおられるはずだ。今後、課題として考えていかなければならない。

また、昨年度策定した第2次人権行政推進基本計画の中には、「障がい者」「女性」「子ども」「外国人市民」など、それぞれの個別課題として人権問題を取り上げているが、高齢者の外国人、子どもの外国人など、いろんな要素があり、一つの側面で見るとは感じないと感じた。

委員 本市の人口を在留資格別に見た場合、「留学」の資格の人も多い。留学生の場合、転入手続き時には在籍する学校の先生も同伴される。ただ、その後の転居時に手続きができていないと、保険加入している人に保険証を送付しても返戻されたり、納付書が届かなかったりして、市民窓口課に住所の実態調査の依頼が入る場合がある。実際に調査に行くと、登録上は3人しかいないはずの部屋に6～9人がいるようなケースがある。住所の概念、転居時に届出が必要であることが伝わっていない。留学生を受け入れている学校が寮のような形で住まいを用意しているようだが、学校からのアクションはあまりなく、留学生へのサポートが手薄なのではと感じている。なかなか当事者に接触できないので、今後、機会があればぜひ話を聞きたい。

委員 やはり、外国人市民には「言葉の壁」が一番大きなこととしてあるだろう。一方で、子どもの問題や、日本人も抱えているような問題が、外国人市民にも同じように起こっているのではと感じる。

委員 ヒアリング等に参加する中で、確かに外国人特有の課題や不安はあるが、外国人市民にも日本人市民と同じような疑問や不安があるということや、日本人だけで話していると気づかなかったような重要な課題も、外国人市民から聞かせていただくことができた。今後もこのような場が必要であるということ強く感じた。このように、外国人市民の声は決して少数意見ではなく、日本人が見落としているような当たり前のことを再認識させてくれる。少数だからと言って後回しにしてはいけないということを伝えていきたい。

ヒアリングで毎回、国際交流協会をご存じかどうか質問したが、参加者の約7～8割から「知らなかった」という答えが返ってきた。そもそも市の中でも協会の存在を知らない職員もおり、積極的な周知の必要性を痛感し、課題として受けとめている。

委員 国際交流協会ではスタッフが普段から困りごとなどについて聞いているが、今回のように行政職員も一緒に外国人市民の話を聞く機会はこれまでなかった。情報交換会に参加した外国人市民は、事前に何度も協会に来て、自分の意見を述べるための準備をしていた。外国人市民にとっても非常に良い機会だったと思う。今後もこのような機会を設けてほしい。

委員長 ヒアリングは、指針の策定や改定を行う際に必須のもので、重要な情報のインプットを行う機能がある。また、聞かれる側にとっても、自分の声が住民として施策等に活かされていく一つの権利であるという側面もある。ヒアリングを実施すること自体が、多文化共生の取組みの非常に重要な要素であり、委員を含め、聞き取りをされた側にとっても、多文化共生に関する知識や関心の向上につながっていく。

(2) とんだばやし国際交流協会の現状について

・副委員長より、「とんだばやし国際交流協会の現状について」説明。

副委員長 国際交流協会としても、認知度の向上、活動のさらなる展開を図りたい思いはあるが、活動が非常に苦しい状況にある。かなり多岐にわたる事業を実施しているにもかかわらず、中心になって動いている事務局が、去年まで3人体制だったものが、1人は生活上の理由で退職してしまったことから、現在2人の状態となっている。人員の補充をしたい一方で、相談事業や外国人市民の困りごとへの対応ができる人材が必要ということで、誰でも良いというわけにはいかない。

国際交流協会では、市と連携・協力して指針に基づく幅広い事業を実施しているが、連携する機会の多い一部の部署以外の職員や議員には、協会がどのような活動をし、どれくらい市民の支えになっているのかが十分伝わっていない。そのために、約500万円の補助金をなぜ協会に出すのか、理解が得られていないという側面もあるのではないかと。また、この補助金に関しては人件費が50%を超えてはいけないと言われているなど、さまざまな制約がある。さらに、スタッフが府の最低賃金で専門性を要求されているというような現状を知っていただき、今後10年間いろんな事業に取り組んでいくための足場がもう少し安定したものになるよう、お力添えをお願いしたい。

委員 国際交流協会は、府の最低賃金がこの10年間上がり続けているにもかかわらず、ずっと同じ予算で運営している。他の補助金や委託で運営している団体も同じように厳しいであろうということは理解しているが、補助金に関する制約が多い。他の助成金等を取ろうとしても、人材がいなければ事業も実施できない。

委員 協会事務局では、2人の常勤スタッフ以外に非常勤スタッフもおられるのか。

副委員長 インターンシップという形で、日本語教室などを経験した外国人市民に手伝ってもらっている。日本での社会経験を積んでもらう意味合いもある。

委員 決算書のうち、人件費はどこに記載されているのか。

副委員長 事業ごとに案分しており、各事業の支出額にそれぞれ人件費が含まれている。

- 委員 事業収入には、受託事業の収入も含まれるのか。
- 委員 各所への受託申請が通れば、事業収入に計上している。事業収入の主なものは語学講座の収入で、小規模なイベントやセミナーでの参加費収入も若干ある。
- 委員 この場で補助金の金額が高い、低いという議論は難しいが、今のようなお話は、定期的に協会と市民協働課の担当職員との間で行っている打ち合わせの中でも把握している。現状を踏まえて今後どうしていくべきか、共有していきたい。
- 委員長 委員会として、国際交流協会に関し、次の4点について確認しておきたい。
- ①協会が非常に多様な活動を実施し、しかも費用対効果の高い活動を展開されていること。
 - ②今回のヒアリング・情報交換会の結果や、国・府の政策の動向、国や本市における外国人市民の動向を踏まえ、活動ニーズは高まっていること。
 - ③協会には認知度等、課題になっていることがある一方で、より活動を充実させていきたいという協会自身の意思があるということ。
 - ④以上の3点に対し、人的・財政的資源の不十分さがネックになっていること。それをどう克服していくか。
- 委員 策定した指針に沿って事業を実施していくうえで、各事業にはどれだけの予算が必要であるということ、指針の中に盛り込む必要があるのではないかと。
- 委員 指針の中に事業費を盛り込むかどうかは検討の余地があるが、委員会として、国際交流協会の充実については、「一定の予算は必要である」という認識を共有することは問題ないのではないかと。
- 委員長 予算の拡充が求められるという部分は、多くの委員にご理解いただけるところであり、具体的な金額には触れないが、指針の中にも盛り込むということが良いか。
- 委員 良い。
- 委員長 実際に国際交流協会の活動の持続可能性が危ぶまれているという財政面の課題についても委員会として共有し、指針にも盛り込むことが求められる。
- 委員 人的・財政的な余裕のあるところは少なく、関係機関との連携や、市民の力、地域の力を活用して事業を進めるという方針を出すところが多い。一方で、関係機関やアクターが増えれば増えるほど、その調整を誰がどう担うのかという課題がある。協働を促すための広報や周知にも、体制強化やある程度の資源がなければ厳しい。
- 豊中市では「おやこでにほんご」という、日本人市民も外国人市民も親子で参加して互いに助け合い、知りたいこと、気になること気軽に相談できる仕組みがある。その活動は共助の仕組みといえる部分もあるが、その仕組みをつくるには人材育成や相談対応のための労力や資金、仕組みを維持するためのサポ

ートが欠かせない。

例えば災害時、国際交流協会が市内の避難所をすべてケアするというのは無理な話である。それぞれが共助の意識を持ってもらうことが大切で、そのための取組みとして、避難訓練で多言語の資料を紹介し、意識を持っていない人と話して目線を揃えていく活動等をしているが、膨大な時間と労力がかかる。

委員長 行政と市民団体との連携、あるいは多文化共生に関して、今、公助・共助・自助のあり方を捉え直そうという動きがある。連携を進める中で増える調整等の役割も、一定は公助が担っていかなければならない。例えば企業と国際交流協会との連携には、協会側の自助努力や共助だけでなく、市としてつなげていく公助の役割が求められることも、指針の中に盛り込んでおく必要がある。

(3) 富田林市多文化共生推進指針の改定について

・事務局より、「改定版富田林市多文化共生推進指針素案（案）」について説明（説明省略）。

委員長 これまでの議論で出された新しい指針のポイントとして、次の4点がある。

- ①外国人市民会議の設置
- ②評価・検証の仕組み
- ③学校との連携
- ④体制を強化するための予算の必要性

まず、①外国人市民会議の設置について、委員の意見を伺いたい。会議の名称は事務局案のとおり「多文化共生市民会議」にするのか、それとも「外国人市民会議」として、構成するメンバーをより明確に反映させようとするか。

委員 「多文化共生市民会議」という名称だと、いろんな方が集まるというイメージはあるが、インパクトが弱い。「外国人」というワードが出た方が良いのではないか。

委員長 他市における「外国人市民会議」という名称は、一部では流通している言葉にもなっており、事務局案では、「富田林市でも外国人市民会議をやっている」ということが分かりづらくなると感じる。

委員 例として、豊中市で設置している会議の名称は「外国人市民会議」で、委員は外国籍の人に限られる。

委員 自治体によっては自治基本条例等の中で外国人の住民投票等も含めた定義をし、それに伴う要綱等で構成員を定め、市民会議を設置していると思われる。本市では、条例等は制定せず、これまで積み重ねてきたような会議の拡大版を想定している。

委員長 会議の構成要員については、他市の外国人市民会議にもさまざまな形があり、

研究が必要ではあるが、名称については、「外国人市民会議」が良いと思うがいかがか。

委員 それで良い。

委員長 次にその位置付けについては、②評価・検証の仕組みともかかわるが、PDCAを回すうえで、当然、評価・検証は重要である。それを内部的にも外部的にも行う必要があり、前者の仕組みとして庁内の「多文化共生推進連絡会議」、後者の仕組みとして「多文化共生推進委員会」や市民会議が事務局案に設けられているものと理解している。

 外部的に評価・検証を行う機関としての推進委員会と市民会議の役割の区別をつけ、両者が序列の関係にないことを示す必要がある。また、外国人市民委員の担い手がどれだけおられるのかなどの現実面も踏まえて、評価・検証について委員の意見を伺う。

委員 市民会議は外国人市民からアイデアや問題提起をいただくには良い会議であると思うが、施策の評価・検証となると難しいのではないか。

委員 評価・検証の結果に基づいて指針を改定するのであれば、その役割は推進委員会が担うことになるだろう。庁内の連絡会議や市民会議の意見を聞きながら推進委員会に諮っていくことを分かりやすく示してはどうか。

委員長 現在改定に取り組んでいる指針を評価・検証していくうえで、当事者の参加は非常に重要である。実施する施策が当事者にとって方向違いであるとか、具体的な困りごとの解決につながっていないのであれば意味がない。その確認のためには、市の施策に対していわば受益者の立場から思うことを言える仕組みが不可欠で、サービスを提供する側も、そこから得たものを踏まえて次のサービスにつないでいく必要がある。

委員 市民会議は指針や施策に関する評価をもらうだけでなく、当事者の声を丁寧に拾う場として活用してはどうか。豊中市の外国人市民会議では、2年1期でテーマを設定し、市民の立場から今の施策に足りないことについて話している。ただし、聞き取った声を施策につなげるためには、庁内の関係各課等との連携が必須になる。

 推進委員会は、外国人の雇用者や関係機関、地域の人たちがそれぞれの課題を抱え込まないよう、あるいは関心が低いままにならないよう、現場の声を定期的に拾い上げ、事業の進み具合や浸透度を把握する場にもできる。それには、多様な人にかかわってもらうことが重要である。

委員長 推進委員会は指針に基づく施策の評価・検証の機能を持ち、市民会議は防災や福祉、教育、就労等のテーマについて当事者の声を聞き取る場と推進委員会での評価・検証につなげるような仕組みとして位置付ければ良いということだろう。そして、市民会議の参加者の一部が推進委員会の委員となる。

次に、③学校との連携についてイメージを確認しておきたい。例えば、ESD（持続可能な開発のための教育）の幅広い概念の中には、国際理解教育、人権や平和の学習等も含まれているが、そういうものを本市においても進めるということ盛り込むのかどうか。学校との連携に関連する記述は、第4章中の「施策の推進に向けて」以外にもあるか。

事務局 第3章の体制整備のところ「学校園との連携」に触れている。

副委員長 学校との連携に関して、多文化共生ネットというものがすでにある。予算の関係で会議の開催回数は限られているが、もう少し頻繁に会議を開催し、就学前の子どもたちの問題まで視野に入れていきたい。また、子どもや保護者に対して通訳支援・日本語教育支援でかかわっている日本語指導員は、時間的、財政的制約があり、なかなか多文化共生ネットの会議に入っていない。多文化共生ネットが、より多様な人からの意見を聞ける場になれば、学校が連携のプラットフォームとしてより力を発揮していくのではないか。

委員長 多文化共生ネットの予算はどこからくるのか、また扱う範囲が就学前教育にまで上げられるものなのかということがある。本件については、ぜひ委員会外でも引き続き検討し、その結果を指針に反映していくことにしたい。

委員 今年4月、中央教育審議会でも、多文化共生教育や外国にルーツを持つ子どもの受け入れ体制の充実等が諮られ、今まさに検討が進められている。その中で、外国にルーツを持つ子どもの支援だけでなく、周りの子どもたちに対する多文化共生教育の必要性、あるいは自治体と関係する機関との連携をどう進めていくかなど、今日の議論と関係するようなことが出てくると思われる。指針の冒頭で触れておいても良いのではないか。

委員 多文化共生にかかわる仕事は市民協働課だけでなく、市全体のものである。保健師へのヒアリングに関する資料の中に、「市民協働課で持っている通訳派遣のための予算が年間10時間」とあるが、この委託業務では対応言語も限られ、それ以外の言語の依頼は国際交流協会の予算で補っている。各課・各学校でも通訳や翻訳の予算化ができると、スムーズに業務を行えるようになるのではないか。また、予算がないということで保育園への通訳派遣を当事者からの依頼として扱い、協会予算で通訳派遣を行うこともあったので、市として明確に予算化できないか。

委員長 今回のポイントは重要である。それぞれの行政サービスを説明するのは、サービスを提供する課の業務の一つであり、例えば障がいのある人や外国人市民に対してどう説明するかということも、各課で対応することが基本である。

委員 第1章で触れている府のヘイトスピーチに関する条例は、11月1日からすでに施行されている。本条例には「ヘイトスピーチの禁止」が明確に盛り込まれており、罰則規定はないが、府としての姿勢が示されている。今後、ヘイトス

スピーチの解消に関して、府で後押しする取組みもされると思う。

委員長 今回、府で「ヘイトスピーチの解消の推進」「性の多様性の理解の増進」「人権尊重の社会づくり」という人権にかかわる三つの条例が制定・一部改正され、府の中でも人権に関する議論や取組みが広がりをもってきていることは、指針にも一言加えたい。

(4) その他

委員長 今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の審議のほかに指針素案に対する意見があれば、11月19日までにいただきたい。委員からの意見を踏まえた素案の調整は、委員長一任とさせていただくことで良いか。

委員 良い。

事務局 今後、令和2年1月6日～31日にパブリックコメントを実施予定。次回の会議日程については、後日改めて調整させていただく。

以上